

たまししょう しゃきほんけいかく
多摩市障がい者基本計画
へいせい ねんど
(平成30(2018)～35(2023)年度)

たい きたまししょうがいふくしけいかく
第5期多摩市障害福祉計画
たい きたまししょう じふくしけいかく
第1期多摩市障がい児福祉計画
へいせい ねんど
(平成30(2018)～32(2020)年度)

がいようばん
概要版



へいせい ねん がつ
平成30 (2018) 年4月
たまし
多摩市

「害」の字における表記について

多摩市では、心のバリアフリー化を推進するため、「障害」という言葉が、単語または熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、または可能な場合には他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づき、制度や施設名、または法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記としています。

概要版内のページの表記について

概要版では、基本計画及び福祉計画の何ページにあたるのかを明記するため、概要版内で「基本計画〇〇ページ」もしくは「福祉計画〇〇ページ」と表記しています。

たまししょう しゃきほんけいかく だい き た ま し しょうがいふくしけいかく 多摩市障がい者基本計画、第5期多摩市障害福祉計画

およ だい き た ま し しょう じ ぶくしけいかく さくてい 及び第1期多摩市障がい児福祉計画の策定にあたって

◆ けいかくさくてい しゅし もくてき (きほんけいかく ページ ぶくしけいかく ページ) 計画策定の趣旨・目的 (基本計画1ページ/福祉計画43ページ)

しょう しゃきほんけいかく 障がい者基本計画

だいごじ た ま し しょうごうけいかくだい ききほんけいかく もと しょう しゃ あんしん く
第五次多摩市総合計画第2期基本計画に基づき、「障がい者が安心して暮らせるまち
づくり」に関する施策を推進し、多摩市の障 害施策の基本的な方向性を示すために策定
するものです。

しょうがいふくしけいかく しょう じ ぶくしけいかく 障害福祉計画・障がい児福祉計画

だい き た ま し しょうがいふくしけいかく へいせい
第4期多摩市障 害福祉計画 (平成27(2015)～29(2017)年度) の進 捗 状 況 やこ
れまでの利用者ニーズを踏まえ、各種サービスの見込み 量 及びその確保のための方策等
を示すために策定するものです。

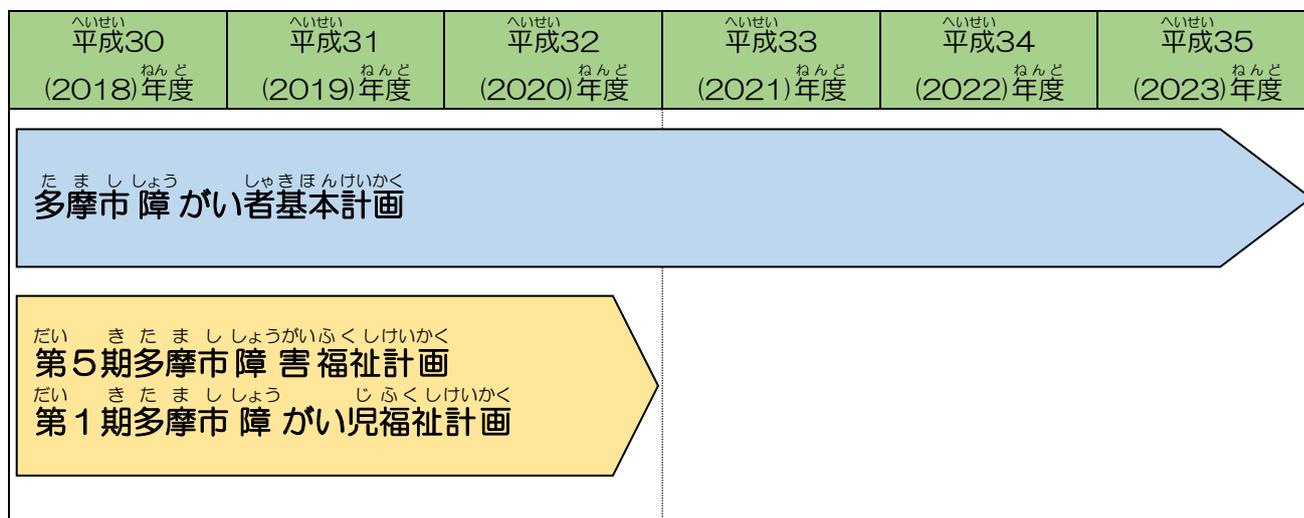
◆ けいかくきかん (きほんけいかく ページ ぶくしけいかく ページ) 計画期間 (基本計画24ページ/福祉計画45ページ)

しょう しゃきほんけいかく 障がい者基本計画

へいせい ねんど へいせい ねんど ねんかん
平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6年間とします。

しょうがいふくしけいかく しょう じ ぶくしけいかく 障害福祉計画・障がい児福祉計画

へいせい ねんど へいせい ねんど ねんかん
平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。



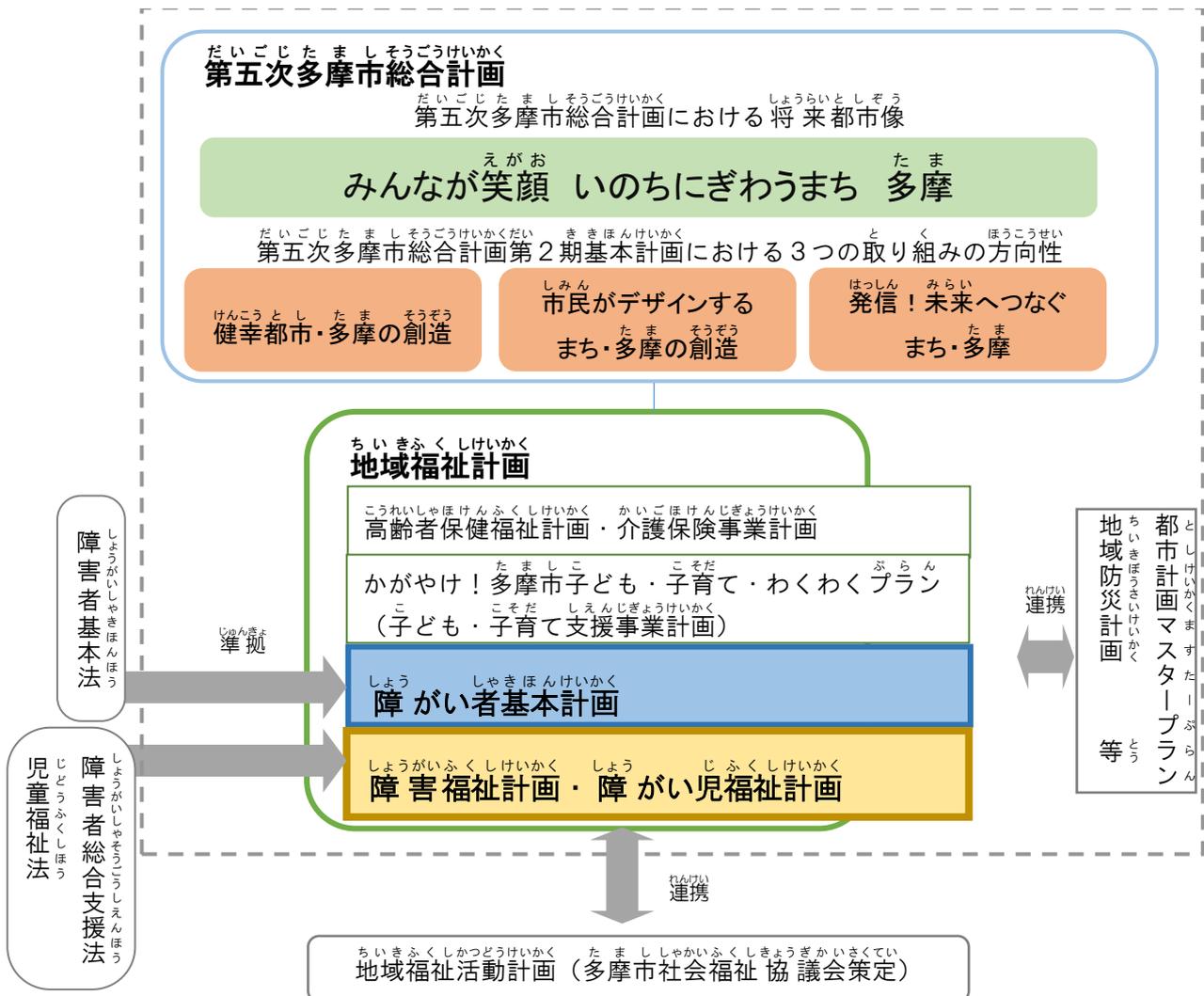
◆ 計画の位置づけ (基本計画20ページ / 福祉計画43ページ)

障がい者基本計画

障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」として策定します。

第五次多摩市総合計画第2期基本計画のもと、「多摩市地域福祉計画」の関連計画（個別計画）として、位置づけられる計画です。

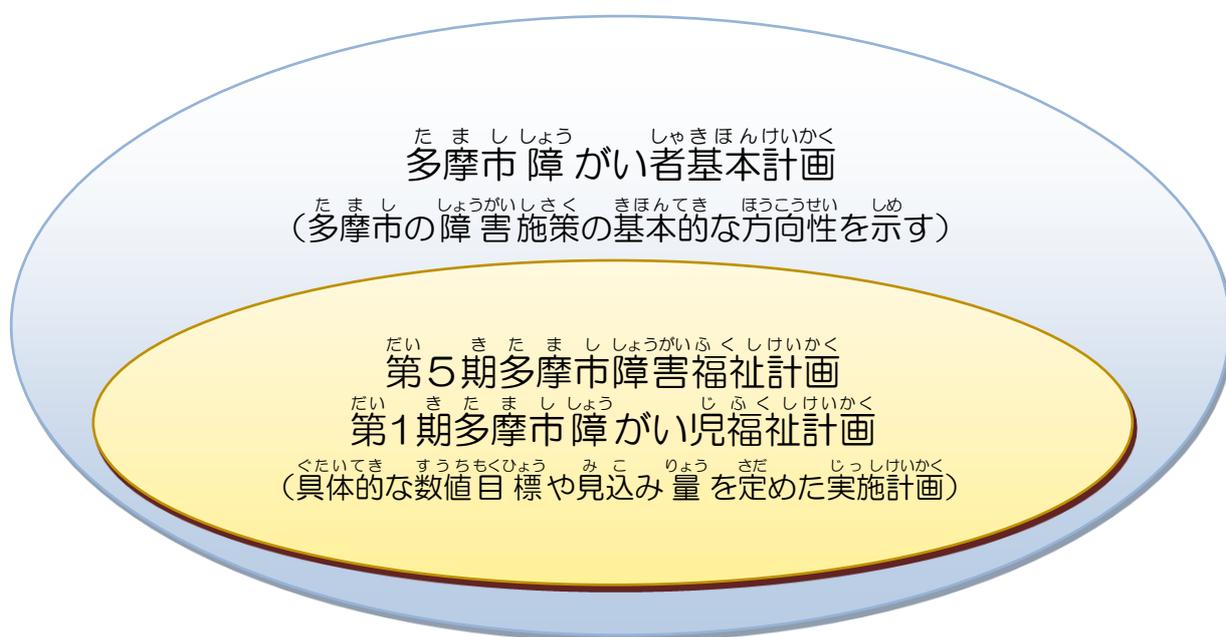
◇ 行政計画における障がい者基本計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ



障害福祉計画・障がい児福祉計画

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のために市町村に策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条第20項に規定する「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

第五次多摩市総合計画第2期基本計画のもと、「多摩市地域福祉計画」の関連計画（個別計画）として位置づけられる計画とします。また、多摩市障がい者基本計画の方向性に沿ったものとして、国の新たな指針等を踏まえ、施策を展開していきます。



多摩市の障害福祉の現状

◆ 障がい者生活実態調査について（基本計画15ページ）

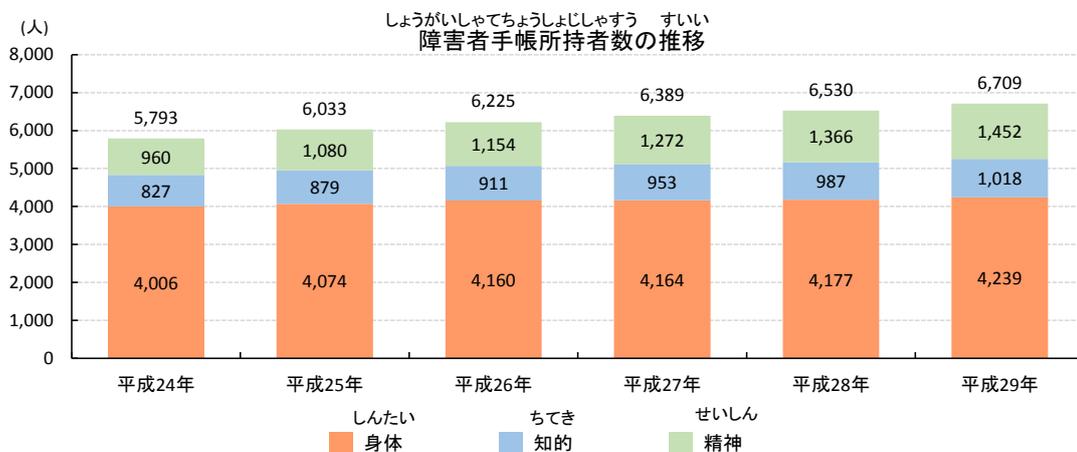
当事者やその家族等の方のニーズ等障害福祉を取り巻く環境について確認するため、「多摩市障がい者生活実態調査」を行いました。

過去の調査と同一の項目について、経年で確認した回答結果の傾向はおおむね従来どおりの傾向でした。今回新たにお聞きした、親亡き後の生活の不安や、災害時に必要な支援、障害者差別解消法の認知度など、様々な課題やニーズが確認できました。結果は、計画策定や今後の障害福祉施策の推進における基礎資料とします。

◆ 障害者手帳所持者数の推移 (基本計画6ページ)

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移は以下の表のとおりで、平成29(2017)年で6,709人となっています。そのうち、身体障害者手帳所持者が4,239人で全体の6割以上を占めており、愛の手帳(知的障がい者・児が対象)所持者が1,018人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,452人となっています。

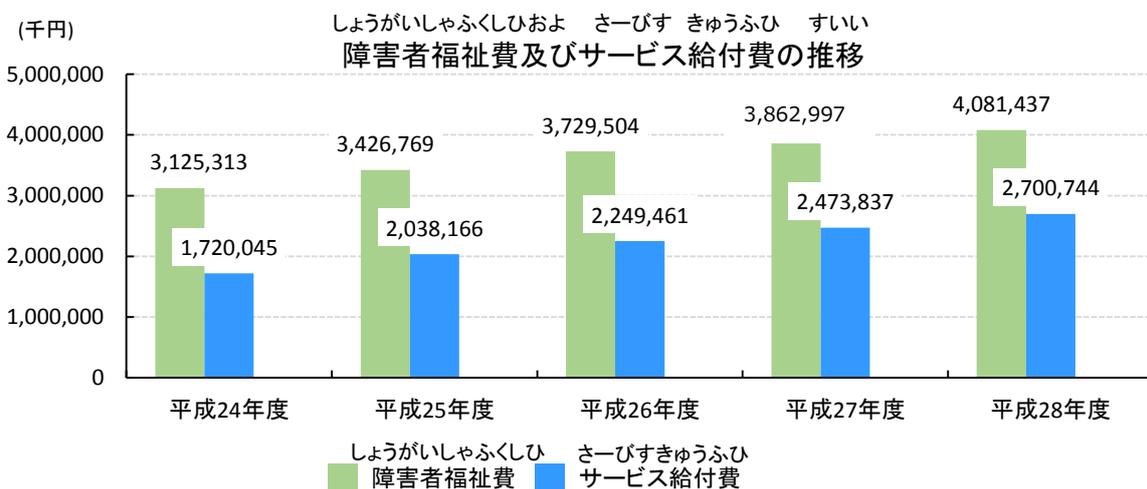
障害者手帳の所持者数を、平成24(2012)年時点と比較した伸び率をみると、すべての手帳所持者数が上昇しており、特に精神保健福祉手帳所持者数は1.5倍以上の伸び率となっています。



◆ 障害者総合支援法に係る障害福祉サービス給付費の推移 (基本計画11ページ)

多摩市の一般会計における決算額のうち、障害福祉費及び障害福祉サービス給付費の推移をみると、一貫して上昇しており、平成28(2016)年度の障害福祉費は約40億8,143万円で、障害福祉サービス給付費は約27億74万円となっています。

平成24(2012)年度と比較すると、障害福祉費で約1.31倍、障害福祉サービス給付費で約1.57倍の伸びとなっています。



障がい者基本計画

◆ 基本理念 (基本計画26ページ)

障害により分け隔てられることなく、

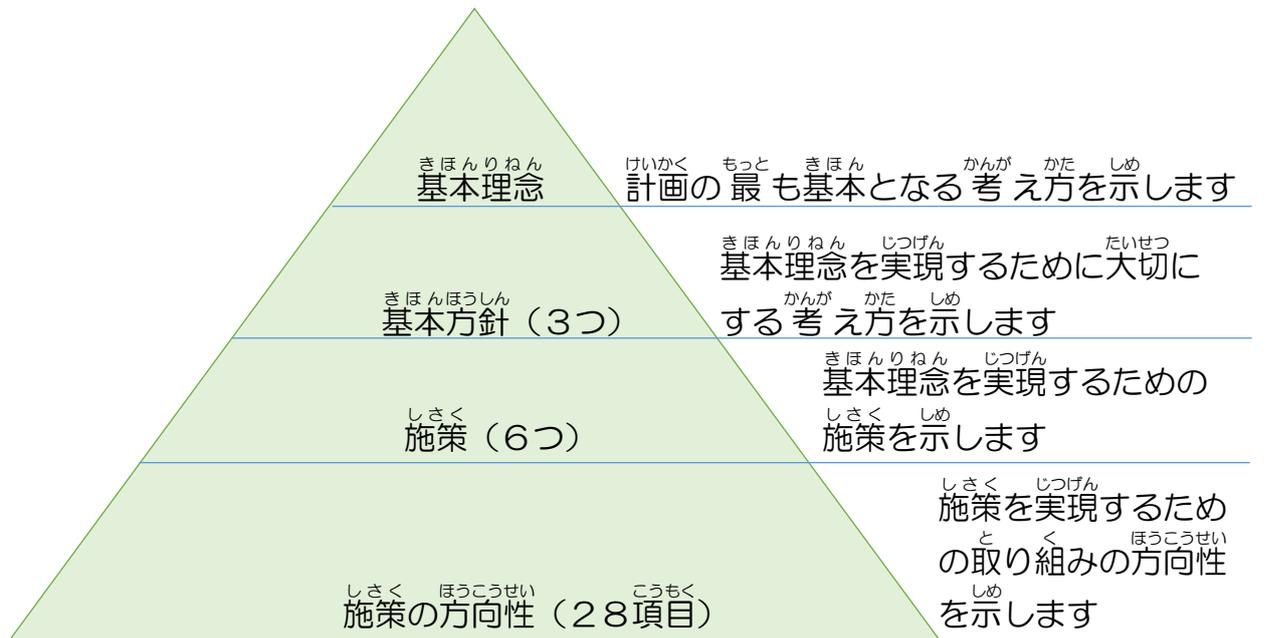
障がい者の人権が尊重され、

誰もが支えあいながら安心していきいきと暮らせるまちづくり

障害者権利条約の締結を受け、本計画では、障害は障がい者の個人の責任ではなく社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方に立ち、障がい者が暮らしやすいまちを目指します。そのためには、障がい者が障害によって差別されることなく、個人の尊厳が尊重され、地域社会で生活する平等な権利をもち、障がいのある人とない人がともに支えあうことが大切です。

先の計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、第五次多摩市総合計画第2期基本計画に基づいて事業を推進し、健幸都市を実現するため、「安心」と「いきいき」をキーワードに、多摩市の障害福祉の更なる向上を目指します。障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまちを目指し、3つの基本方針のもと、今後6年にわたり施策に取り組めます。

◆ 全体構成図



◆ 基本方針 (基本計画27ページ)

基本方針 1

障害があっても差別されることなく安心して生活を送れること

障害や難病の程度や症状は個人によって異なり、また年齢などによる生活を送りまく環境の段階（ライフステージ）によっても必要な支援が変わってきます。障害があることによる本人及び家庭の不安・困りごと等を少しでも減らし安心して生活を送れるように、個々に応じた適切な支援を行い、個人の権利の擁護・尊重や、差別の解消、虐待の防止に取り組みます。障害施策を進めていく上で土台となる、障がい者・児が安心して生活を送るための支援を目指します。

基本方針 2

地域の中で自立していきいきと暮らすこと

適切な医療を受けたり、日中活動や就労などの社会参加をしたりすることで、健康で幸せな状態を維持することができます。障害や疾病があっても自分らしくいきいき暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を強化し、活動の場や就労支援の充実に取り組みます。住み慣れた地域で自立した生活を送り、いきいき暮らすための体制づくりを目指します。

基本方針 3

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること

市が中心となって、市民や企業等が障害や障がい者・児に対する理解を深める取り組みを行い、障害を理由とした差別を解消していきます。障がい者・児が暮らしやすいまちづくりのために、まちや情報のバリアフリー化を推進するとともに、公的な制度だけによらないサービスや支え合いを組み合わせながら、持続可能な障害福祉を推進します。障がいのある人もない人も、ともに育ち、学び、働き、暮らし、お互いに尊重しあい高めあう共生社会を目指します。

◆ 施策の方向性（基本計画29ページ）

基本理念、基本方針に基づき、6つの施策のもと28項目からなる施策の方向性により、障害施策の取り組みを推進します。

1 相談支援の充実（基本計画29ページ）

障がい者・児が、地域において安心して自立した生活を送れるよう、相談体制の充実に
はかり、権利擁護や虐待の防止に取り組みます。ライフステージに応じたサービス利用に向
けて、関係機関と連携した総合的な支援を推進します。

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 特定相談支援事業者の拡充とその支援
- (3) 関係機関の連携、情報共有による総合的支援
- (4) 障がい者・児支援を行う人材の育成
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 虐待の防止の推進

2 保健・医療機関との連携（基本計画32ページ）

保健・医療機関との連携を強化し、障害や難病の早期発見や早期支援に取り組みます。
また、保健・医療のサービスが必要な障がい者に対し、継続して適切な支援を行います。

- (1) 障害の早期発見、早期支援
- (2) 保健・医療機関等との連携強化
- (3) 公費医療費助成制度の周知

3 障がい児支援体制の整備（基本計画33ページ）

乳幼児期から就学・義務教育終了後、将来にわたる自らの暮らしや就労までの切れ
目のない支援を提供できるよう、障がい児支援の体制をつくります。発達障害に関する
相談・支援や、放課後の居場所の充実に取り組むとともに、医療的ケアの必要な障がい児
への支援についても検討を行います。

- (1) 発達障がい児に対する支援の充実
- (2) 活動の場の充実
- (3) 医療的ケア児に対する支援体制の構築
- (4) 特別支援教育・学校との連携の強化
- (5) 保護者・家族への支援の実施

4 生活への支援の充実（基本計画35ページ）

地域で自立した生活を送れるよう、個人の日常生活を支える生活支援の充実を図ります。本人・家族の高齢化や親亡き後にも対応した取り組みを推進し、社会の変化にあった支援を行います。

- (1) 地域生活への支援の充実
- (2) 住宅に関する支援の充実
- (3) 高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築
- (4) 社会の変化にあった障害支援の実施

5 日中活動などの社会参加の促進や就労支援の実施（基本計画37ページ）

障害の特性により、個々の状況に応じて日中活動などの社会参加ができるよう、多様な活動の場の確保・充実に取り組みます。また、就労支援や工賃向上に向けた取り組みを通して、いきいきと働き続けるための支援を行います。

- (1) 多様な活動の場の確保
- (2) 障がい者・児の日中活動支援を行う社会資源への支援の実施
- (3) 就労支援の充実
- (4) 障がい者雇用の促進、工賃向上に向けた取り組み

6 共生社会に向けたまちづくり（基本計画39ページ）

多摩市版地域包括ケアシステムの推進を通して、障がいのある人もない人も共に安心していきいきと暮らし続けるために、共生社会に向けたまちづくりを目指します。

住民同士によるインフォーマルな支援の充実を図り、日常・災害時の見守り・支援の体制をつくります。

- (1) 差別解消及び障害理解、啓発の取り組みの推進
- (2) わかりやすい情報の提供の推進
- (3) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進
- (4) 防災対策の推進
- (5) 防犯対策の推進
- (6) インフォーマル活動への支援、連携の強化

だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画

◆ 福祉サービス等の確保に関する目標

目標 1 施設入所者の地域生活への移行（福祉計画51ページ）

- 地域へ移行する方がいる一方で、入所待機者も一定数いる現状を踏まえ、平成28(2016)年度の施設入所者数を維持することを目標とします。
- 施設入所者の地域生活移行者数については、第4期実績の2倍の4人を目指します。

目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（福祉計画52ページ）

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を1カ所設置することを目指します。

目標 3 地域生活支援拠点等の整備（福祉計画52ページ）

- 地域の機関が分担して機能を担う面的整備型で整備を行っていきます。

目標 4 福祉施設から一般就労への移行（福祉計画53ページ）

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28(2016)年度実績の1.5倍以上となるようにします。
- 就労移行支援の利用者数を平成28(2016)年度末時点の2割以上増加を目指します。
- 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上となるようにします。
- 就労定着支援による支援開始後1年後の職場定着率を各年度80%以上となるようにします。

だい きしょう じふくしけいかく 第1期障がい児福祉計画

◆ 障がい児支援の提供体制の確保に関する目標

目標 1 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築（福祉計画83ページ）

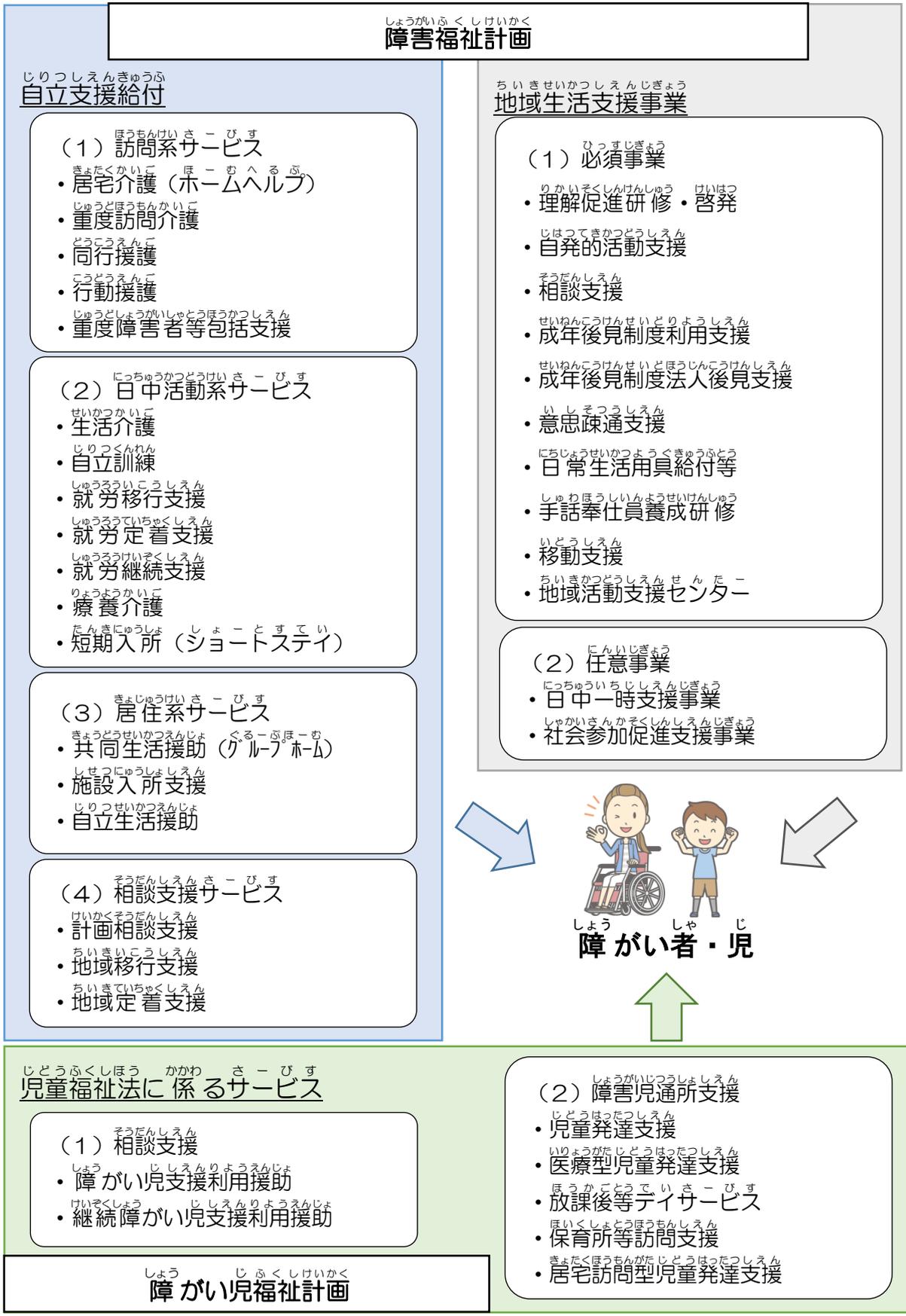
- 児童発達支援センターを中核として地域支援体制の構築を進めていきます。

目標 2 医療的ニーズへの対応（福祉計画84ページ）

- 重症心身障がい児を対象にした児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を4カ所設置します。
- 医療的ケア児に関する協議の場を平成30(2018)年度までに設置します。

していさーびす みこ りょうとう ふくしけいかく ペーじ
◆指定サービスの見込み量等（福祉計画55～80、85～90ページ）

これまでの実績、利用者ニーズ、財政状況等を踏まえて、今後の各サービスの利用者数、サービス量等の見込みを設定しています。



けいかく しんこうか んりたいせい 計画の進行管理体制

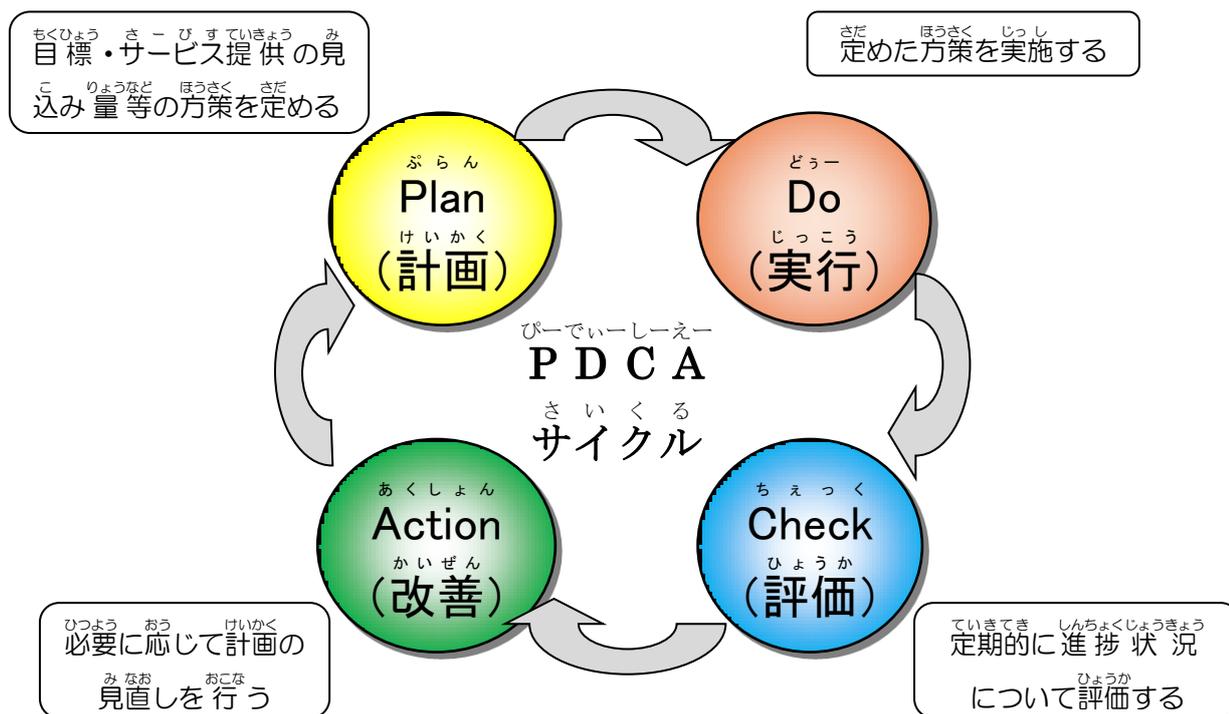
◆ 計画の推進体制 (基本計画42ページ/福祉計画91ページ)

市が中心となって取り組みを進めながら、地域自立支援協議会、権利擁護専門部会などの実施を通して、市民参加の推進を図り、障がい者団体、福祉関係機関、サービス提供者、NPO、企業等と連携して、計画を推進します。

市においては、障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりを進めていくために、庁内各課で積極的に情報共有、連携を図ります。

◆ 計画におけるPDCAサイクル (基本計画42ページ/福祉計画91ページ)

PDCAサイクル(計画の作成—計画の実施—点検・評価—改善)のプロセスに基づき、毎年、取り組み状況実績を把握した上で取り組みを推進します。評価の結果は、地域自立支援協議会等で報告します。



たまししゅう じやくほんけいかく だい きたまししゅうがふくしけいかく だい きたまししゅう がいふくしけいかく がいようばん
多摩市障がい者基本計画、第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画 概要版

編集・発行 東京都多摩市健康福祉部 障害福祉課

郵便番号206-8666 東京都多摩市関戸六丁目12番地1

電話042 (375) 8111 (代表)

印刷物番号

30-8

この計画の全文は、行政資料室、市内各図書館、市公式ホームページでご覧いただけるほか、行政資料室、多摩ボランティア市民活動支援センター、市役所売店で冊子を販売しています。(販売価格 1部350円)

また、本計画は、障害特性に応じて、わかりやすい版等を作成しています。